

第5章 オランダのエスニック・マイノリティ政策の具体的展開

前述したとおり、オランダのエスニック・マイノリティ政策は1980年代以降、エスニック・マイノリティをオランダ社会に統合していく方向で進められている。第5章においては、1980年代以降のエスニック・マイノリティ政策の展開、その評価とエスニック・マイノリティを取りまく現状、エスニック・マイノリティ政策の今後の方向性等について記述する。しかし、現在オランダは盛んに行政制度の改革を行っており、ここに記した制度や行政機関、政策方針等が必ずしも今後相当の長期間にわたり持続していくかどうか定かではない。従って、オランダのエスニック・マイノリティ統合化政策を全体的に理解するためには、適宜その状況について情報を収集しておくことが必要と考えられる。

第1節 エスニック・マイノリティ政策の基本方針

1983年に公表された「マイノリティ問題メモランダム」等に現れるエスニック・マイノリティ政策の基本方針は、オランダに住むエスニック・マイノリティの社会を他のオランダ人の社会と同等の立場に位置づけ、エスニック・マイノリティにおける個人と集団の両方に発展のための多くの機会を持たせるというものであった。

このような基本方針は、更にいくつかの部分に分けられ、その目標を明確なものにしていった。1980年代に特に重視されていた点としては、

- (1) エスニック・マイノリティが社会において平等な権利を獲得すること
- (2) 社会の各階層におけるエスニック・マイノリティとその他の人々との相互適応と相互受容の促進
- (3) エスニック・マイノリティの法的地位の向上

(エスニック・マイノリティに対する差別の発生を避け、差別が発生するところには所要の措置が講じられること)

などを挙げることができる。

エスニック・マイノリティ政策に関する各種政策資料においては、エスニック・マイノリティ政策が社会・共同体全体で推進されるべき問題であることが強調されていた。この意味は、オランダ社会は、エスニック・マイノリティの発展のために、各種の機会を提供しなければならない、一方エスニック・マイノリティには、自らをオランダ社会に責任を持って参加する者とする、すなわち、オランダ語を適切に操れるということを含む、必要な社会的技能の獲得が期待されていたということである。1980年代以降、この方針に沿って、後述するような様々な政策が採られてきた。

政府は、これまでのエスニック・マイノリティの社会的統合化を目指した政策については、概ね成功を収めたという認識を示している。近隣諸国において、時折見られる人種的

問題が発生していないことに安堵している向きもある。

エスニック・マイノリティの成員による社会的、文化的、政治的参加は、かなり進んでおり、1983年の憲法改正により、5年以上合法的に居住しているエスニック・マイノリティについて、地方自治体レベルにおける選挙権が認められたことは、その象徴として捉えられている。

1980年代以降、多くのエスニック・マイノリティの成員が多様な法律上の権利を用いるようになり、そのような権利が、学校において、あるいは宗教・信仰という点において、彼らを支えるものとなっている。そのような権利の中には、前述の、地方自治体レベルでの選挙権あるいは外国人が公務員に採用される権利などが含まれる。また、「差別」に対しては、法律的措置など強い態度がとられている。

第2節 各分野におけるエスニック・マイノリティ統合化政策

各分野におけるエスニック・マイノリティ政策については、以下のようなものである。

1 制限的移住許可政策

オランダ政府は、既にオランダに定着しているエスニック・マイノリティの地位の向上や、社会的・経済的不利の改善を図ることと同時に、新規の移住希望者に対しては、その移住許可を制限する政策を採っている。

オランダ政府は、制限的移住許可政策をエスニック・マイノリティによる真実の社会参加達成のための本質的条件と見なし、過度に寛容な移住許可政策は、エスニック・マイノリティの統合化を不可能にすると考えている。この点に関しては、1979年に公表された「エスニック・マイノリティ」においても、「統合には規制が必要である。」として、より厳しい入国管理体制を敷くことが提案されていた。

1983年当時、オランダへの移民は徐々に減るものと考えられていた。しかし、実際には移民の数は増加してきた（主として外国人労働者等の家族呼び寄せ等や亡命希望者による）。

1989年、政策科学審議会は政府に対して、制限的移住許可政策が維持されたとしても、移民は増加することが見込まれると報告していた。しかし、この審議会も最近に至るまで見られたような移民の急激な増加は予想していなかった。オランダ人口統計研究協会(Netherlands Interdisciplinary Demographic Institute)や中央統計局(Central Bureau of Statistics)の予測は、今後数年間、年間で5万人を超える移民が見込まれるということを示していた。しかしながら、移民の持つ多様な特徴、性別や年齢、移住の理由、職業的資格などについては、考慮されていなかった。

1986年から1994年にかけての外国からオランダに移住した外国人、オランダから外国へ移住した外国人の数及びバランスは表5のとおりである。

表5 外国人の移住バランス^{注23}

年次	移住（入国）	移住（出国）	バランス(入国－出国)
1986	52,802	23,563	29,239
1987	60,855	20,872	39,983
1988	58,262	21,388	36,874
1989	65,385	21,489	43,896
1990	81,264	20,595	60,669
1991	84,337	21,330	63,007
1992	83,022	22,733	60,289
1993	87,573	22,203	65,370
1994	67,940	22,675	45,265

全体として見ると、各年においてオランダに移住してくる者が、外国へ移住していく者をかなり上回っていることが分かる。

現実の政策を見ても、外国人労働者の移民は事実上途絶え、オランダに既に居住している外国人労働者の扶養家族だけが受け入れられている状況であり、難民や不法移民に対する規制強化の動きもある。

まず、難民に対する規制について、オランダの議会は1993年9月、難民の流入を押さえるために、安全な第三国を経由してのオランダへ入国する難民については、これを難民として認めないなど、難民認定基準を厳格にする法案を可決している。また、このような認定基準改定の一つの背景として、オランダがドイツ、フランスなど他の6か国との間で締結したシェンゲン協定^{注24}に基づき、難民の取り扱いに関して各国と同一歩調をとろうとしているという点も指摘されている。

次に不法移民に関する規制強化の動きである。その一例は1995年6月に議会に提出された法案（TK 1994-95、24233）である。これは、外国人法(the Aliens Act) 第9条、第10条に基づく在留許可を持たない居留外国人は、原則として、全ての社会保障扶助金、教育及び医療サービスを含む社会サービスの適用から除外されるという内容の法案であり、既に成立しているとのことである。

エスニック・マイノリティの社会的統合を推進していく観点から、外国からの移住の許可について、オランダ政府は厳しい態度を採っている。

^{注23} Aliens A statistical summary 1994:Ministry of Justiceより

^{注24} シェンゲン協定：旧西ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの5カ国が1990年6月19日 ルクセンブルク・シェンゲン村近くの船上で調印した人の国境管理を廃止する協定。1995年3月26日発効。ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガルの7カ国が参加。オーストリア、イタリア、ギリシャも参加予定。この協定を締結したEU7カ国間ではパスポートや身分証明IDの提示なしに国境での自由な移動が認められる。

2 教育

一般的な教育政策の目的は、全ての人々に平等な教育機会を提供することであるとされている。そして最終的には、全ての生徒が本来その生徒が達成しうる学力水準に到達することを目指している。

エスニック・マイノリティの社会的統合を考える上で、教育が重要な要素となる一つの理由を彼らの年齢分布に見ることができる。これを大まかに示すと表6のようになる。

表6 エスニック・マイノリティの民族別年齢構成[※]（単位：％）

年齢幅/民族	トルコ人	モロッコ人	スリナム人	アンティル人	南ヨーロッパ系	オランダ人
0～15	34	39	30	29	22	18
15～30	35	30	30	33	32	22
30～45	18	17	26	25	23	24
45～65	13	14	11	11	20	22
65～	1	1	3	2	3	14

※ 各年齢層の比率は四捨五入で端数を処理してあるため、トルコ人、モロッコ人については各年齢層の比率の合計が100％となっていない。

表6から分かるように、エスニック・マイノリティの年齢構成は、一般のオランダ人のそれと比較して、若い世代の比率がかなり高くなっている。

教育的な到達水準（学力水準）がその後の労働市場における雇用の場の確保と密接な関係を持つとすれば、年齢構成のうえからはかなりの比率を占める移民の第二世代以降の教育水準の向上は、エスニック・マイノリティの自立と、社会的統合を円滑に進めるうえで重要な意味を持つ。エスニック・マイノリティのオランダ社会への適合、とりわけ将来の就労を考えると、教育環境の整備は、重要な要素となると考えられている。

教育の分野においては、エスニック・マイノリティに対して全ての教育を形式的に開放するだけでなく、実際にそれを受けられるよう多くの政策が提案されてきた。

エスニック・マイノリティ社会出身の若い世代は、現在、彼らの親の世代よりも優れた教育を受けていると考えられている。多くの都市で海外から移住してきた生徒を受け入れるためのより効果的なプログラムが用意されている。一例として、第2言語としてのオランダ語の集中特訓が挙げられる。これは、そのような生徒が通常のクラスに編入される際、過去において移民の子女が直面していた様々な問題を減らす可能性を減少させ、彼らの学業面における成功の可能性を増やすものとなっている。

生徒個々のレベルで見ると、エスニック・マイノリティ社会出身の生徒の一部（トルコ人、モロッコ人の10分の1、スリナム人の6分の1）は、オランダ人の生徒の平

^{注25} 表6は、海外調査時にオランダ内務省で収集した資料をもとに作成したもの。

均的な学力水準よりも高いレベルに達している。教育政策の評価報告書^{注26}では、エスニック・マイノリティが教育的に不利な立場にあるという状況は、おそらく改善されていくであろうと述べられている。

中等教育において、様々な種類の学校に通っているアンティル人の生徒たちの就学状況は、オランダの全ての生徒の平均的な就学状況とさほど変わらない。しかし、スリナム人、トルコ人、モロッコ人の生徒たちは、職業準備教育(学術的レベルは最も低い)の受講が目立っており、高等一般教育、大学準備教育(学術的レベルでは、第1位、第2位である)を受講するケースは少ないのが現状である。オランダの労働市場では、就労に必要な学歴は年々上昇する傾向にある。政府は、外国人労働者等の子女も、中等教育の進学段階で、職業教育ではなくて普通中等教育への進学を可能な限り選択するよう、自治体を通じて指導を行うなどの措置を講じている。

学業の修了という点に関しては、中等教育の段階における卒業資格に取得状況は表7のとおりである。

表7 民族別の中等教育段階における卒業資格取得状況^{注27}

各民族	卒業資格取得状況
トルコ人	60%
モロッコ人	60%
スリナム	80%
アンティル人	80%
オランダ人	80%

表7から分かるように、卒業資格を得ているの生徒は、オランダの中等教育学校に通学しているトルコ人、モロッコ人では約60%である。スリナム人、アンティル人、オランダ人では約80%となっている。

教育において重要な役割を演じるのは学校であるが、学校の負う責任は主として次の二点である。第一は、小学校そして中等教育の初期の段階に、一定の学力水準に到達するための基礎を造ることである。第二は、中等教育の段階で、中等教育全体を広く結びつけて考え、ある学校から他の同じような学校へも移れるようにすることである。これには、学業の放棄を防止するという意味合いもある。

エスニック・マイノリティの子女に対する教育に関しては、次のような政策も採られている。

^{注26} Stable and on the move:by J.Kloprogge より

^{注27} Policy on the Integration of ethnic minorities:Ministry of Interior 1994 P18,19より

(1) 新しい移民のための特別な教育プログラム

若い人々と成人の両方にサービスを提供する教育機関には、新しい移民が可能な限り速やかにオランダ社会に統合していくことを援助するために、オランダ語の習得、新しい環境への順応を目的とした特別なプログラムを提供することが求められている。

教育機関は移民を迎え入れるための包括的な準備を行うが、それを確実なものとする責任は、地方自治体の側にあるとされ、中央政府は、このために必要な財源を提供し、地方自治体から移民に対して提供されているサービスの質を監視する必要があるものとされている。

(2) 「危険を伴う子ども」の教育上の不利を取り除こうとする方策

初等、中等教育段階の学業的に失敗する危険性を抱えた全ての生徒には、教育上の配慮が優先的に与えられる。それには、その生徒がどのような民族の出身かということなどは関係のないものとされている。生徒に与えられる教育的フォローは、対象となる生徒に一つの方法を当てはめようとするものではなく、個々の生徒の状況に応じたものである。これについては、家庭における民族的な側面も考慮されることとなっている。

生徒たちの学業における失敗を避けるために、就学前の期間が有効に活用されるべきであると考えられるようになってきている。福祉、保健・文化省と教育・科学省はこの点に関して、互いに提携した政策を形成し、実施することとなっている。

(3) エスニック・マイノリティ出身の生徒とオランダ人の生徒の両方を対象とした文化政策

教育における文化政策では、主として2つの政策手法が採られる。1つは、教育の中で、現在、オランダが多文化社会にあるという事実を確実に反映させていくことを目指した手法であり、他方はエスニック・マイノリティの個々人にオランダ社会の枠組みの中で彼ら自身の宗教、言語、文化を体験させることを可能にすることを目的とした政策手法である。

3 雇用

エスニック・マイノリティの就労という問題は、1983年当時から政府の主要な関心事であった。一般のオランダ人と比べて、かなり高い水準にある失業の問題を改善するために、利用可能な職業訓練への参加促進、中央政府や地方自治体でのエスニック・マイノリティの採用の促進などの措置が講じられた。1989年の政策科学審議会の報告に基づくエスニック・マイノリティのための6万人分の雇用機会創出（1990年、中央団体交渉における労使間の協定により決定）、モルッカ人の失業に対する「1000の職業計画('1000 jobs plan')」の実施なども雇用対策の一例である。

しかし、様々な政策措置が採られても、移民の流入がこれまでのような状況で推移すれば、エスニック・マイノリティの雇用問題に看過できない影響を与えるとの指摘は以前からなされており、多くの移民の流入により生ずる失業の発生が、非常に懸念されてきた。

さらに、最近の低迷した経済状況は、エスニック・マイノリティの雇用問題に重大な悪化をもたらしている。中央統計局(the Central Bureau of Statistic) による1993年の最新数値によると、エスニック・マイノリティの失業率は表8のとおりとなる。

表8 1993年時点におけるエスニック・マイノリティの失業率^{注28}

(エスニック・マイノリティ)	スリナム人、アンティル人等	トルコ人	モロッコ人	オランダ平均
(失業率)	19%	27%	44%	7.5%

前述した中央団体交渉での労使間協定に基づく、エスニック・マイノリティのための6万人分の雇用創出計画はほぼ達成されたにも関わらず、エスニック・マイノリティの高失業率に顕著な改善は見られなかった。その主要な原因は、移民労働者第2世代の労働市場への参入にあると言われている。中央統計局は、この傾向は今後も続き、近い将来毎年3万人のエスニック・マイノリティが労働市場に参入すると分析している。また、同局は、2015年には現在の約4倍、100万人を超えるエスニック・マイノリティがオランダの労働市場に参入し、2000年以降は労働人口全体の増加は、労働市場に参入してくる移民の数とほぼ等しくなるものと推測している。

エスニック・マイノリティの高い失業率には他の要素も関係している。まず、第1に社会・文化計画所(Social and Cultural Planning Office)や社会・経済研究協会(Institute of Social Economic Research)が提起しているように、未熟練労働者に対する需要の減少が挙げられる。現在、労働市場に新規参入した未熟練労働者の半数は、エスニック・マイノリティであると言われている。しかし、未熟練労働者に対する雇用が労働市場に占める割合は、長期的には低下するものと考えられている。中央計画所(Central Planning Office)は、この比率が1991年の約10.5%から2015年には7~8%のレベルにまで落ち込むものと予測している。実際、エスニック・マイノリティを惹き付ける産業部門は、それ自体が経済の再構築により大きな影響を受けている状況である。

第2に、この労働力需要と労働力供給の「ミスマッチ」は別にしても、未熟練労働者はより高い教育を受けた労働者に取って代わられる傾向にあるという点を挙げる事ができる。とりわけ、雇用の側が行う従業員の選抜、採用、解雇などに際してそのようなことが行われる。

第3に、彼らは求職活動において、職業をあっ旋する機関や活用できる社会的ネットワークと限られた関わりしか持たないという点も指摘されている。

^{注28} Policy on the Integration of ethnic minorities:Ministry of Interior 1994 P19より

移民の職業的な技術レベルは一般的に低いという観点に立てば、全ての新しい移民に雇用の場を与えるということは、決して容易ではない。それ故に、エスニック・マイノリティの若い世代に関しては、学校教育から労働市場への移行において、彼らが受けている教育や与えられている指導を確実に習得することが強調されているのである。

1993年に発刊された政策資料²⁹によれば、次のような政策が提案されている。

- (1) 職業訓練の向上
- (2) 若い世代（エスニック・マイノリティを含む）のための雇用機会の創出
- (3) 人々がその利益を享受することをやめ、雇用へと移っていくことを促すような社会保障政策の活用

これらの政策は同様に社会的に不利な立場にあるオランダ人だけでなく、エスニック・マイノリティの雇用の可能性も向上させるものである。

この他、エスニック・マイノリティに対する特別な政策として次のようなものがある。その一つは、雇用主に彼らの企業におけるエスニック・マイノリティの位置づけ、エスニック・マイノリティ出身者からの積極的な職員採用について考慮する義務を課す新しい法律である。その他にも、公的サービス部門におけるエスニック・マイノリティ出身者の採用計画などがあり、また、求職者への職業あっ旋組織（Manpower Service Organizationなど）の積極的な活用も提案されている。

労働市場における他の団体の取り組みも重要なものとされている。雇用主の組織、各種業界団体などは、エスニック・マイノリティの雇用促進という点について独自の計画の作成が期待されている。

雇用の分野においても地方自治体に期待される役割は大きい。最近の中央政府と地方自治体の政策合意では、地方自治体に対して、社会保障の利益を享受している移民がその享受を止め、雇用機会を探そうとするような、権利と義務という観点においてバランスの取れた政策を採ることが求められている。

雇用の分野で中央政府が行う活動は、今後次のような方向へ移っていくものと考えられている。

- (1) 統計的傾向の監視
- (2) 法律・規則等の改正
- (3) 財源の提供
- (4) 地域の職業あっ旋組織の補助
- (5) 地方公共団体が遂行する政策の援助

²⁹ More jobs, back to work: September 1993 より

雇用の分野に関しては、エスニック・マイノリティ自身による事業の設立という事例もある。雇用創出ということに加えて、そのような活動は、エスニック・マイノリティ社会とその他の社会の両方にとって、エスニック・マイノリティの社会参加と独立の象徴として捉えられている。

産業省による研究結果は、エスニック・マイノリティの独立・起業に関して、興味深いデータを提供している。そのような事業家の数は、1986年の13,000人から1992年には26,000人と2倍になっていたのである。

総括すれば、エスニック・マイノリティの失業は、現在のところエスニック・マイノリティの社会的統合化政策上、最も重視されている問題である。前述のとおり、労働市場に新規参入するエスニック・マイノリティが急増し、一方で未熟練労働者への需要が低下するという状況下では、エスニック・マイノリティを取りまく雇用環境は依然として厳しいものがあると言わざるを得ない。失業したエスニック・マイノリティは社会福祉に頼って生活することが多く、彼らの福祉への過度な依存という現象が指摘されている。

4 住宅

エスニック・マイノリティの住宅問題は、移民の集中する各地方自治体の間において、1970年代を通じて極めて深刻な問題であった。住宅政策全体の中でもエスニック・マイノリティに係る住宅問題は、優先的に解決が図られた。

住宅政策の領域において、1970年代、主要都市等の地方自治体が採った手法は、都市中心部に集中した外国人労働者等を、郊外の住宅に移転させる「分散化政策」であった。これは、大都市を中心に急速に流入してきた移民労働者が安価な住宅を求めたことにより、同じく安価な住宅を求めるオランダ人の低所得者との間に住宅を巡る競合が生じ、移民労働者と地元住民との間に衝突事件が頻発したことに対する措置であった^{註30}。

しかし、この措置は、移民労働者が自治体が郊外に準備した住宅へ移転することになっていたことに対し、地元住民は移民労働者の移転後も劣悪な住宅にとどまらざるを得なかったことなどから「逆差別」との批判を招き、1980年代前半までにほとんどの地方自治体で中止されている^{註31}。

1980年代においては、政府が社会的問題の集積している地域を対象に重点的な社会再開発投資を行ったこと、移民の分散化政策に代え、そのような地域において、そこに居住する移民とオランダ人の低所得者を対象に、同じルールを適用して住宅を割り当てたこと等により、エスニック・マイノリティの住宅事情はかなり改善したとされている。

^{註30} 下平好博他著「外国人労働者と社会保障」：社会保障研究会編 1991年 第10章「オランダの移民労働者と社会的統合政策」P230,231

^{註31} 下平好博他著「外国人労働者と社会保障」：社会保障研究会編 1991年 第10章「オランダの移民労働者と社会的統合政策」P230,231

現在、スリナム人やアンティル人は類似した社会・経済環境にあるオランダ人と同じような住宅に居住している。しかし、トルコ人、モロッコ人については、一般のオランダ人より程度の劣る住宅に住む傾向にある。

エスニック・マイノリティは程度の悪い住宅に住むことが多いという点に関しては、彼らの収入が比較的低いこと、大家族であることなどが原因として挙げられている。

エスニック・マイノリティ社会の成員全体の60%が人口10万人を超える都市等に住んでいる。表9はオランダの主要7都市における全人口に対するエスニック・マイノリティの割合の推移である。

表9 オランダ主要7都市におけるエスニック・マイノリティの比率^{注32}

(単位：%)

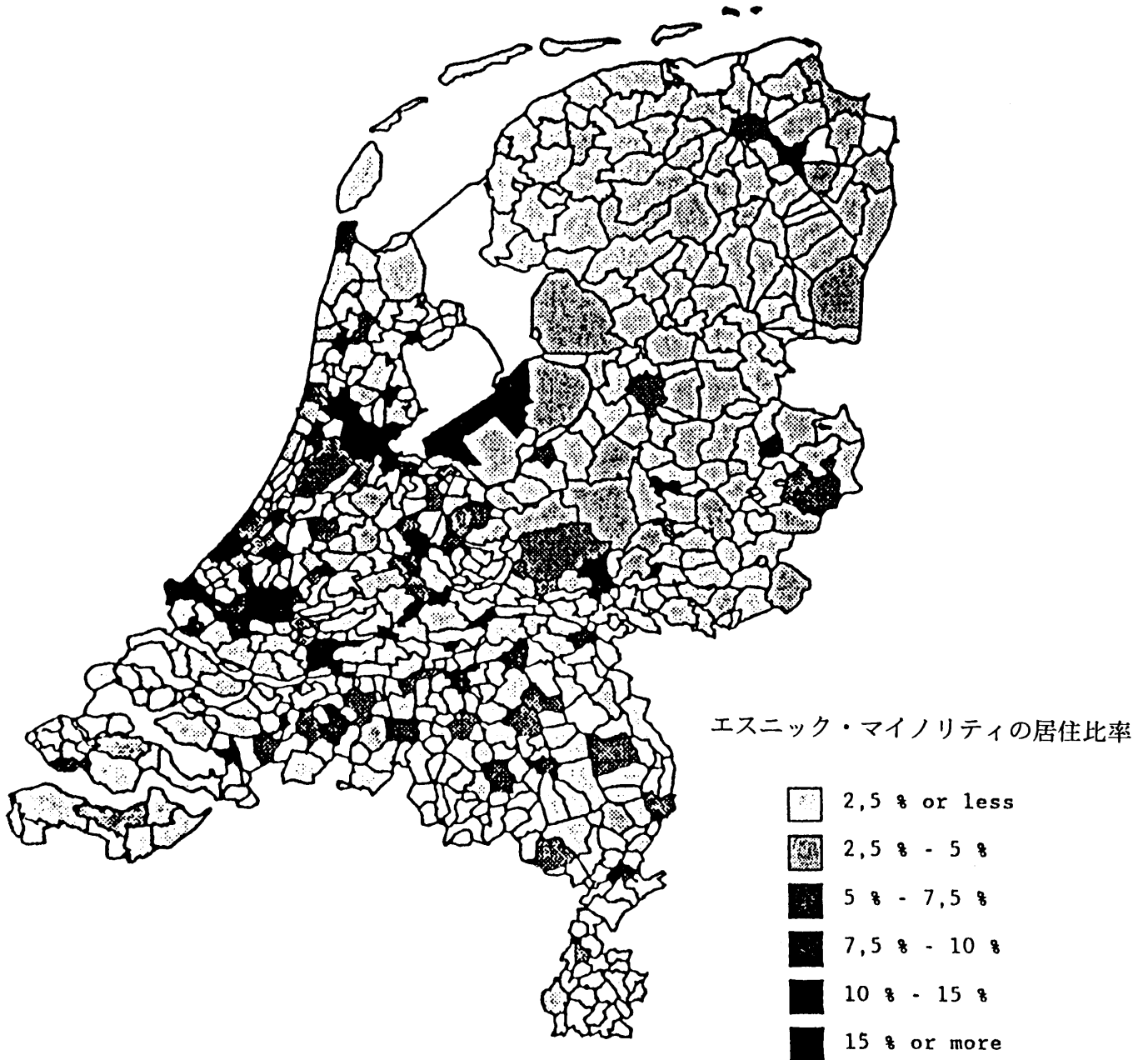
都市/年	1975年	1980年	1986年	1992年	1996年
アムステルダム	6	11	16	27	32
ロッテルダム	6	10	14	25	29
ハーグ	5	9	14	22	?
ユトレヒト	5	8	9	17	21
エindhoven	—	—	—	9	10
ブレイダ	—	—	—	8	9
トルドレヒト	—	—	—	11	12
オランダ全体	2.2	3.2	4.3	6.8	?

日本において人口に占める外国人登録者数の比率が高い市区町村としては、群馬県の大泉町(9.36%)、東京都港区(8.35%)、静岡県小笠町(8.30%)、東京都新宿区(6.75%)、東京都豊島区(5.92%)などを挙げることができる^{注33}。エスニック・マイノリティにはオランダ国籍を有する移民が含まれているため、単純な比較はできないが、オランダの主要都市におけるエスニック・マイノリティの集中はかなり高いレベルにあると考えられる。また、オランダ全体のエスニック・マイノリティの分布状況は、図4のとおりである。

^{注32} 表9はオランダのVNGで収集した資料に基づき作成したもの。

^{注33} この数値は、1995年10月1日に実施された国勢調査人口、1995年12月末日現在の外国人登録者数をもとに算出したもの。

図4 オランダにおけるエスニック・マイノリティの地理的分布状況^{註34}



^{註34} 図4はオランダのVNGで収集した資料に基づき作成したもの。

表9、図4から、エスニック・マイノリティはオランダ西部のとりわけ大都市地域に集中していることが分かる。

さらに、これら大都市地域の中でも、比較的限られた地域にエスニック・マイノリティは集中する傾向にある。それらの地域のうちのいくつかは、質の劣った住宅、低家賃住宅が多い地域である。

1992年の社会文化計画所(Social and Cultural Planning Office)の報告によれば、アムステルダム、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒトの地域にエスニック・マイノリティの人口全体の40%が居住している。それらの都市の特定の地域ではエスニック・マイノリティの方が多数派になっている。

アムステルダムにおけるバイアメール地域、ハーグにおけるシルダースベイク地域などがそうである。これらの地域のエスニック・マイノリティは、地域全体の人口の6~7割に達する。過去において、このような地域は上記4都市にはなく、このようなエスニック・マイノリティの集中は新しい現象であるとされている。

比較的多数の新しい移民が大都市に住み始めること、加えてエスニック・マイノリティ社会の出生率が比較的高いことが、このような都市におけるエスニック・マイノリティの集中を増大させている。特定のエスニック・マイノリティがこれらの地域に住み、オランダ人が都市の郊外に次第に分散し、郊外に去ったオランダ人の住宅が、新しい移民らによって占有される状況が生じている。

政府は良質な住宅を増加させることに政策上重要な位置づけをを与えている。とりわけ、西オランダの広域都市圏ではそうであると言われている。

住宅供給の増加は、新しい住宅の建設と、既存の住宅を利用可能なものとすることによる。政府は西暦2000年までにオランダの住宅不足の平均を2%まで減少させようとしている。

都市地域の住宅建設には各種の補助金が支出されている。地方自治体も対象となるエスニック・マイノリティの手の届く範囲内にある低家賃で、良質な住宅の比率の維持のために、奨励金や補助金を出している。

5 社会福祉

1980年代エスニック・マイノリティの福祉政策の目的とされていたのは、概ね次のようなものであった。

- (i) エスニック・マイノリティグループがオランダ社会で平等な権利を獲得し、積極的に社会参加できるようにすること
- (ii) 様々な社会的グループと良好な関係を保てるようにすること
- (iii) 住宅、教育そして雇用などの各分野でエスニック・マイノリティに不足している社会的資源を把握し、それらの社会的資源が公平に配分されていくようマイノリティたちに代わってその状況を監視していくこと

現在では、福祉政策は、政府の各部署及びその他の様々な部門が一つになり、社会の全ての成員の生活の質を可能な限り向上させることを目的として実施されるものとして認識されている。

このような観点に立ち、これまで次のような点に重点を置いた政策が採られてきた。

- (i) 移民支援組織などにより遂行される全国規模の活動への支援
- (ii) 移民支援組織のスタッフ育成
- (iii) 危機的状況にある外国人女性や少女たちのための避難施設の整備
- (iv) 若い移民の支援、移民受け入れに係る援助
- (v) 通訳施設の整備・維持
- (vi) 社会文化センターの設立、移民のためのワークショップの設置
- (vii) 情報提供
- (viii) 移民たちが祖国へ帰る際の助言

特徴的なものを簡単に記述すると以下のようなになる。

(1) エスニック・マイノリティ支援組織への助成

オランダにおけるエスニック・マイノリティ政策の遂行において、地方自治体や各種民間団体は重要な役割を果たしている。

オランダには、エスニック・マイノリティに様々な支援を提供する地域レベルの組織、そして地域を越えて、地方自治体に情報提供を行ったり、民間組織の相談に応じたりする全国規模の組織が存在する^{注35}。地域の支援組織については、中央政府から補助金を受けた地方自治体が支援していくという形が一般的なものとなりなりつつある。中央政府からエスニック・マイノリティ対策費用として補助金を受けた各地方自治体は、各地域の実情に応じて、かなり自由にその補助金をエスニック・マイノリティに係る諸施策の推進に使っているようである。

(2) 新しい移民のための統合化プログラム

新しくオランダにきた移民たちが、速やかにオランダ社会へ適応していけるよう、初期段階での支援プログラムの重要性はこれまでも認識され、オランダ語の学習などを中心としたプログラムが実施されてきていた。しかし、1996年からはさらに充実したプログラムが実施されている。

このプログラムは、主として

- (i) オランダ語の授業
- (ii) 社会的オリエンテーション
- (iii) 職業トレーニング

により構成され、時間にして500時間という徹底したものとなっている。このプロ

^{注35} スリナム人の支援組織としてのThe National Federation of Organization for the Surinamese や Lalla Rookh と呼ばれるヒンドゥスタン人の組織など様々な組織がある。

グラムは地方自治体が提供し、提供する自治体と受講者の間で契約が交わされることとなっており、受講者の受講状況が良くない場合には、その受講者が受けている社会保障サービスを削減するということが想定されている。

(3) エスニック・マイノリティ関係組織のスタッフ育成

エスニック・マイノリティ関係組織が優秀なスタッフにより構成されることは重要であり、地方の関係団体は地方自治体などからの資金の補助を受け、スタッフの財務管理面での研修等を実施してきている。

(4) 公的サービスの利用促進

1980年代の各種政策資料では、一般に提供されている社会福祉サービスをエスニック・マイノリティが利用し易いものとする旨の提案がなされていた。

これは公的な施設の整備にも反映され、現存している各種施設は必ずしもエスニック・マイノリティが利用し易いものとなっていないとの認識のもとに、エスニック・マイノリティにとっても使い易い健康管理施設、文化施設等の建設が進められてきた。

(5) 薬物等の乱用への対処

エスニック・マイノリティによる薬物使用の増加について、明確な兆候はなかったものの、各種の調査によって、トルコ人、モロッコ人の若者を中心にコカインをはじめ薬物の使用が増加していることが立証されていた。

このような状況に対応するため、1980年代の半ばには、トルコ人、モロッコ人の若者の間における薬物乱用の実態に関する調査・研究がアムステルダムやユトレヒトで実施されていた。また、アムステルダム、ロッテルダム、ハーグの諸都市では、薬物の乱用を防止するプロジェクトも実施されるなど、この問題に関しては様々な取り組みがなされてきた。

(6) 通訳センター

1980年代の半ばまでにオランダ全体で計6か所の通訳センターが設置されている。これらの通訳センターは、政府からの補助金を受けて運営されている。このセンターは、オランダ語を満身に操れないエスニック・マイノリティの便宜を図るために設立されたものである。

以上、エスニック・マイノリティに対する社会福祉施策中の主なものを簡単に述べてみたが、講じられている施策は多岐にわたっている。これらの施策は政府・民間など様々な組織が関与して推進されている。

地方自治体は住民に近い組織であり、それ故にエスニック・マイノリティに関する社

会福祉政策の履行に責任を負うこととなっている。地方自治体は自らがカバーする範囲を拡大しつつ、エスニック・マイノリティへの支援を提供し続けることが期待されている。中央政府の諸官庁は、このような地方自治体の活動を支援していくこととされている。

6 文化

エスニック・マイノリティに係る文化・芸術分野での政策も、他の政策分野と同様に力が注がれている。過去10年ほどの間に、エスニック・マイノリティをとりまく文化・芸術分野の状況は著しく進歩したと言われている。

1982年から85年の間に、エスニック・マイノリティによる多くのドラマ作品、ミュージカル作品が作られるようになった。また、「Stage-Door Festival」という全国規模のイベントの中でスリナム人の劇、モロッコ人の制作したドラマ、トルコ人の音楽などが上演されるなど、エスニック・マイノリティの芸術は徐々にオランダの芸術の中に浸透していくこととなった。

様々な芸術分野において訓練・教育を提供する特別コースの設置、エスニック・マイノリティによる劇場・美術館などの公的文化施設の利用促進などの施策も講じられてきた。

現在、文化・芸術分野の政策の目標は、主流となるオランダの芸術の中で、エスニック・マイノリティの文化・芸術活動を理解すること、エスニック・マイノリティが主流となるオランダの芸術に参加できるようにすることであると考えられている。

7 スポーツ

スポーツは本来、エスニック・マイノリティの社会的統合化に関する最も良い方法の一つと考えられている。しかし、この点はいまだ十分に認識されているとは言い難い。スポーツは、エスニック・マイノリティ、その他の人々など社会のあらゆる人々をより親密にし、社会のあらゆるところに存在する障壁や差別をつき崩していくものであるとされている。

スポーツは、異なる文化的背景を持つ者にとって互いを知り、正しく相手を評価する良い方法であり、これはエスニック・マイノリティについても同様である。スポーツの種類によっては、エスニック・マイノリティ出身者がトップの座に登りつめた事例もある。しかし、スポーツに関する委員会や組織にエスニック・マイノリティが、さほど参加してはいないという現状もあり、政府は、将来的にスポーツに関する様々な委員会にエスニック・マイノリティ出身のメンバーがバランスよく加わることを望んでいる。

8 メディア

メディアは、エスニック・マイノリティの生活に重要な役割を演じている。メディア

は、オランダが様々な文化的背景を持つ者からなる多文化社会であるという事実を反映させていかななくてはならないと考えられている。エスニック・マイノリティの生活にとってメディアが重要性を持つというのは、主として次の3つの理由による。

- (1) メディアのニュースの扱いは、エスニック・マイノリティのイメージに影響を与える。
- (2) メディアは雇用者としての一面を持つ。
- (3) メディアはエスニック・マイノリティの文化的背景、出身国についての情報を提供する役割を果たしている。

これまでに地域の放送活動へのエスニック・マイノリティの参加を促すため、彼らを対象とした地域レベルのケーブル放送が開始されるなど、エスニック・マイノリティの放送活動への参加も徐々に拡大してきた。

また、1993年、オランダ放送協会の委員会は、放送の世界でエスニック・マイノリティのメンバーを代表として参加させていく計画を提示した。それは放送関係の組織の中に、多文化社会を確実に反映させていく試みの一環とされている。

9 健康

多文化社会は健康管理システムにも反映される必要があるとされている。とりわけ大都市地域など、エスニック・マイノリティが集中している地域ではそうである。このような健康管理システムについては、エスニック・マイノリティが利用し易いものとしなければならないものと考えられている。

健康管理システムに関しては、女性や子どもなどの健康上の問題を抱えやすいグループにはより一層の配慮が必要との指摘もなされている。

これまでも、保健施設でのカウンセリング活動の充実、エスニック・マイノリティの心理的問題の解決を図るためのプロジェクトの推進、エスニック・マイノリティによる保健施設の利用促進策など彼らを取りまく状況に配慮した施策が講じられてきた。

これは、必ずしも健康管理の問題だけではないが、エスニック・マイノリティ政策に関する将来的な課題として、高齢者の処遇がある。

エスニック・マイノリティの高齢者の数は、今後数年のうちにかなり増加することが見込まれている。現在、エスニック・マイノリティ社会において55歳以上の人口が占める割合は約7%であり、オランダ社会において55歳以上の人口が全体の人口の約25%を占めていることと比較すれば、その水準はまだ低い。しかしながら、エスニック・マイノリティの高齢者は、一般的に言って教育水準が低く、収入も少なく、社会的に孤立したり、社会から除外されたりする危険を有しており、特別な配慮が必要なものと考えられている。エスニック・マイノリティの高齢者に対する政策的備えは、将来これら的高齢者から出てくる要求に適切に応じられるものではないとの現状認識もなされてい

る。

第3節 民間非営利団体の役割^{注36}

今回の調査においては十分な資料の収集ができなかったのだが、エスニック・マイノリティの処遇、社会的統合政策の推進において、民間非営利団体等の民間セクターが果たす役割も大きい。とりわけ保健・福祉の分野で、それは顕著であるとされている。

保健施設の中には慈善事業として始まり、民間団体の手により経営されているものが少なからず存在する。ローマ・カソリックやプロテスタントの病院や施設、サービス機関、ホームなどが現在も存続している。

地方自治体は福祉の分野においても様々な業務を行っている。それは、コミュニティサービス、保育所、幼稚園、エスニック・マイノリティのための福祉、難民の引き受け等多岐にわたる。福祉の分野における地方自治体の行政サービス提供に関しても、民間団体が果たす役割は大きい。先にも若干述べたが、地方自治体からの補助金を得て、様々な福祉活動を展開している民間団体は少なからず存在する。

^{注36} 第3節の作成にあたっては財団法人自治総合センター編「オランダ地方行政事情」1995年を参考にした。

第6章 地方自治体とエスニック・マイノリティ

本稿の最後に、オランダの各都市で行われているエスニック・マイノリティ統合化政策の事例について、収集した資料の範囲で、新しい移住者の受け入れ等を中心に簡単に記すこととしたい。

第1節 アムステルダム市の事例

1 アムステルダムにおけるエスニック・マイノリティの現状

アムステルダム市の場合、市内の全人口に占めるエスニック・マイノリティの割合は、1995年1月1日現在、既に32%に達している。同日時点におけるアムステルダム市の出身国別の人口の内訳は表10のとおりとなる。

表10 アムステルダム市の1995年1月1日現在における出身国別内訳^{注37}

	(人口：人)	(比率：%)
スリナム	69,011	9.6
カリブ海地方出身のオランダ人	10,501	1.5
トルコ人	30,992	4.3
モロッコ人	47,202	6.5
南ヨーロッパ出身者	16,126	2.2
他の国		
非工業国	58,404	8.1
工業国	70,416	9.7
オランダ人	<u>419,698</u>	<u>58.1</u>
	722,350	100.0

2 エスニック・マイノリティに対するアムステルダム市の基本認識

アムステルダム市は1995年だけでも約4,000人の新しい移住者を受け入れている。アムステルダム市は、新しい移住者の多くは発展途上国出身であり、半数は「家族呼び寄せ」などにより、半数は避難民などとしてここへ来ている、と考えている。

アムステルダム市は新しい移住者のための特別なプログラムを実施している。このプログラムは、新しい移住者がオランダ社会で不利な状況に陥ることなく、社会へ円滑に

^{注37} 表10はオランダのVNGで収集した資料をもとに作成したもの。同数値は Amsterdam in figures, Yearbook 1995 から引用してある。

適応していくことを支援する目的で行われている。

3 新しい移住者の受け入れ組織及び体制

アムステルダムにおける新しい移住者の受け入れや各種プログラムの実施に関与する組織として、市役所、近隣協議会(Neighbourhood Council)^{注38}、難民支援基金及びその他の各種プログラム実行団体などがある。

市の場合、スポーツ、教育、文化担当部局の一部であるINKA(Instroom Newcomers Amsterdam)という組織が編成されており、ここが各種プログラムの遂行を観察・監督し、全体的な計画管理を行っている。

これらの組織は連携し合い、役割を分担しつつ新しい移住者たちの受け入れ、支援を行っている。

4 プログラムの受講資格

新しい移住者がアムステルダム市が提供する受け入れプログラムを受講するためには、次のような要件を満たすことが必要である。

- (1) オランダ国籍を有する（カリブ海などのオランダの旧植民地地域から来た人々）又は有効期限が切れていても、失効日から1年にならない滞在許可証を持っていること
- (2) 18歳以上であること（学齢児には別途のプログラムあり）
- (3) アムステルダムに住んでいること

5 新しい移住者の受け入れと統合化プログラムの実施

新しい移住者の受け入れ方法は移住者の類型により若干異なる点もあるようであるが、いずれにしても、言語教育や社会的オリエンテーションなど各種プログラムの実施により、新しい移住者を速やかにオランダ社会に適応させるための様々な取り組みがなされている点で差異はないとみられる。

- (1) 一般的な非オランダ市民（つまりオランダ国籍を有しない者）

一般的な非オランダ市民が3か月以上オランダで生活することを希望する場合、彼らは入国管理局(Immigration Service) にその旨を報告し、滞在許可を得なくてはならない。

この申請が認められた場合、滞在許可証は市役所の住民登録担当課で渡されることになる。

滞在許可証取得後、市職員による受け入れ面接が行われる。その際に新しい移住者に対して、市が提供するプログラムの内容も提示される。

そのプログラムは、一般的に、社会的オリエンテーション、オランダ語の学習クラ

^{注38} 近隣協議会(Neighbourhood Council)：市内各地に置かれた行政と地域住民との連絡組織。アムステルダム市では、従来からこの組織を通じた住民と市当局あるいは政党支部等との対話が行われていた。

ス、職業訓練、求職活動の援助などである。新しい移住者たちはこのプログラムを完全に受講することとされており、さらに一定期間内にその成果を表すこととなっている。このプログラム受講に関しては、書面による契約がなされることとなっている。プログラム受講者は誠実に受講することが求められ、受講状況が思わしくない場合、その受講者に提供されている各種の社会福祉サービスは削減される可能性がある。

受け入れ面接後、新しい移住者たちは近隣協議会において様々な支援を受けることとなる。

(2) カリブ海周辺のオランダの旧植民地地域等から来た者

(元来オランダ国籍を有する者)

カリブ海周辺のオランダの旧植民地地域等から来た者については、既にオランダ国籍を取得しており、住民としての登録手続きなどは一般のオランダ人と同じく、市役所の住民登録担当課で行う。彼らの支援についても、近隣協議会が主として担当している。

(3) 避難民と庇護申請者

避難民と庇護申請者の登録手続きは、市役所の住民登録担当課で行われる。避難民と庇護申請者については、アムステルダム難民支援基金が担当する。難民たちの教育という面に関しては、地方教育担当局が学校選択に関する面接等を実施する。一度、学校が決まると、他の部類の移住者と同様に近隣協議会が状況の観察や監督を行う。当初の教育課程終了後の進路選択（引き続き各種教育を受けるか、就職するか）についても、近隣協議会が相談に乗ることとなっている。

第2節 ユトレヒト市の事例

ユトレヒト市の場合もアムステルダム市同様、個人面接、オランダ語の指導、社会保障、住居、教育、健康管理といった点に関する社会的オリエンテーション等が新しい移住者の支援措置として実施されている。

各種プログラムの受講は書面による契約により行われ、プログラムに係る費用は市が負担することとなっている。

新しい移住者たちからの相談に的確に応じるために、担当部局にはオランダ語以外に、アラビア語、ベルダー語、トルコ語、ギリシャ語、イタリア語、スペイン語、フランス語、英語、ドイツ語、パピアメント語^{注39}、インドネシア語の中の少なくとも1カ国語を話せる職員が集められている。もし、移住者の中で、上記以外の言語を話す者がいる場合、通訳サービスを活用することも可能である。

この担当部局は平日の9時から17時まで相談を受け付けており、夜間の相談についても事前にアポイントを取るにより、17時から21時までの間、新しい移住者の相談

^{注39} Papiamentu: スペイン語を基にした混交語。オランダ領西インド諸島のCuracao島で用いられる。

に応じられる態勢をとっている。

第3節 ハーグ市の事例

ハーグ市の場合も、他市と同様に新しい移民に対して、個人面接、オランダ語指導、社会的オリエンテーションなどの各種プログラムの提供を行っている。このプログラムの受講に関しては、書面による契約が行われ、費用は市が負担している。

新しい移民を集めた全体説明会なども開催されており、説明会においては過去の移住者がオランダ語を満足に操れず、オランダ社会への適応に失敗し、社会の底辺に滞留してしまったことなどを引き合いに出しながら、市が提供する各種プログラムの受講を強く求めている。

エスニック・マイノリティの中には、その文化的背景から、女性が外で何かを学ぶことはよくないことであると考えている者もいると言われている。しかし、現実には、女性についても、子どもの教育、地域との接触の中で、オランダ語やオランダ社会の一般常識等について知らないでは済まされない状況となってきている。このため、女性のプログラム受講が強調されるとともに、各種プログラムについては、子どもを抱え、家庭にいることが多い女性も受講できるよう、通常のプログラムより緩やかなプログラムを作成したり、プログラムを受講している間、保育サービスを受けられるようにするなど、その実施に際して、きめ細かな配慮がなされている。

以上、新しい移住者に対するオランダ各都市の施策について簡単に述べてきたが、収集した資料が必ずしも一様な形式でなかったことから、各都市での施策に微妙な相違があるとの印象を与えることとなったかもしれない。しかし、各都市で行っている新しい移住者のためのプログラムは、個人面接、社会的オリエンテーション、オランダ語の集中指導、職業トレーニング・求職活動支援などであり、基本的な部分では大きな差異はないものと考えられる。

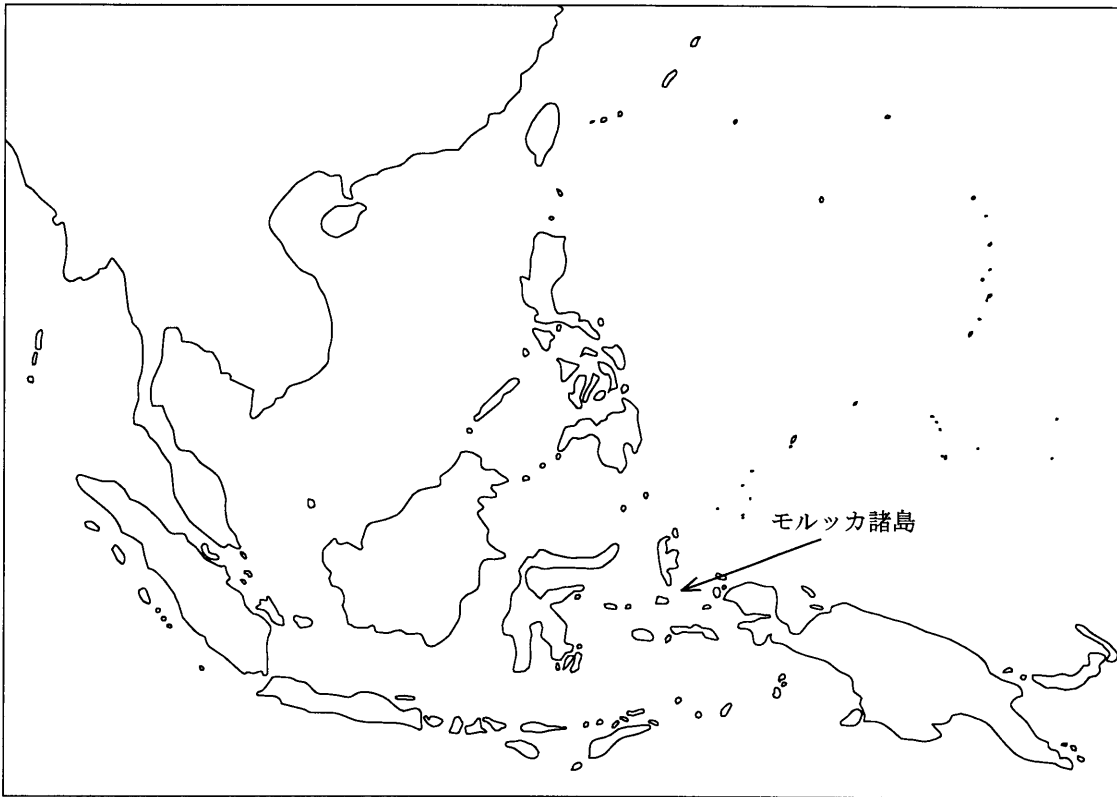
オランダにおけるエスニック・マイノリティ統合化政策は、過去に外国人労働者を導入したことのあるヨーロッパ各国のそれと比較しても、かなり手厚く、充実したものであると言われている。統合化政策が精力的に進められ、相応の成果を収めているとされるスウェーデンと並べて扱われることが多い。

本稿の結びにあたって

本稿は、平成8年6月に実施したヨーロッパにおける移民政策等の現地調査の結果に基づき、オランダにおけるエスニック・マイノリティの社会的統合化政策について、その概要をまとめたものである。

エスニック・マイノリティの社会的統合という点に関して、オランダは長期間にわたり多大な努力を払っているが、エスニック・マイノリティの失業問題、社会福祉への依存等解決を迫られている問題は山積している。しかし、そもそも移民国家ではなかったオランダが行っているエスニック・マイノリティの統合化と「多文化社会」への円滑な移行を目指した動きやそのために採られている各種政策措置については、参考となる部分も多いものと思料される。

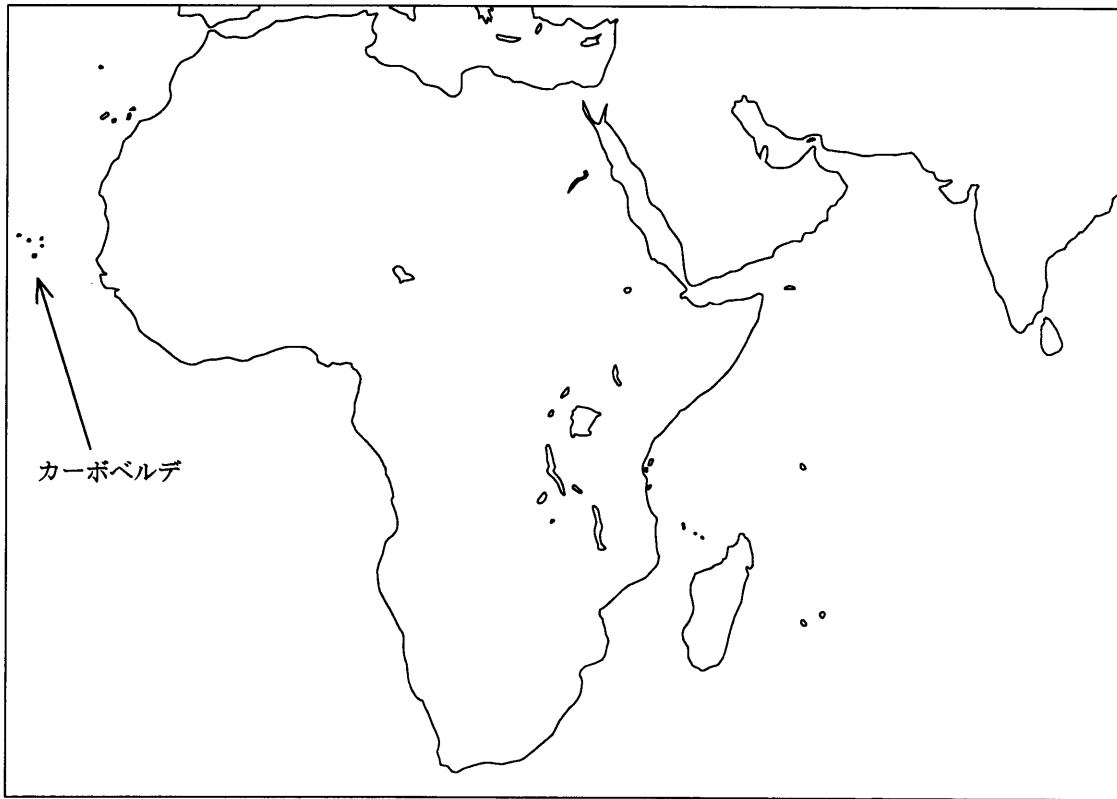
第5章の冒頭で述べたとおり、現在、オランダにおいては、行政機構・制度の改革が急速に進んでおり、本稿で述べた政策措置が今後も継続していくものかどうかは定かではない。オランダにおけるエスニック・マイノリティ統合化政策の動向については、今後も注意深く観察していきたいと考えている。



注3、4 スリナム、アンティル諸島の地図上の位置



注10 カーボベルデの地図上の位置



参考資料 2

注10 キャラバン居住者について^{注40}

キャラバン居住者は、季節労働などに従事しながら各地を転々として生活する者のことであり、その生活形態はジプシーと類似しているが、オランダではジプシーとは別のカテゴリーに含まれるエスニック・マイノリティの1グループとして捉えられていた。キャラバン居住者の生活史、彼らに対する政策措置を簡単にまとめると以下のようになる。

オランダにおけるキャラバン居住者の起源は必ずしも定かではない。確認されている限り、19世紀初頭頃から、農場から農場へ、町から町へと移動しながら生活している少人数のグループが存在していたと言われている。彼らは、農場での作業、仕立工、屋根ふき、ナイフ研ぎあるいは各種の季節労働などに従事しながら生活していた。19世紀後半になると、彼らの大部分が幌馬車に住むようになり、地域との交流も持つようになった。

しかし、産業革命はキャラバン居住者が生活していた地域にも大きな影響をもたらした。これらの地域は産業革命の進展によって没落し、キャラバン居住者たちの仕事も少なくなっていた。1900年頃までには、彼らは孤立した集団となり、社会からは放浪者と見なされ、彼らが居着こうとした村々でその権威者たちから立ち退きを迫られることも少なくなかった。1865年頃、初めてオランダに入ってきたとされるジプシーも同様な扱いを受けていたようである。

1918年にはキャラバン居住者たちへの差別を止めさせるために、地方の自治体にキャラバン居住者たちの居住を認めることを求めた法律が制定された。しかし、この法律は十分な効果をあげるには至らなかったようである。なぜなら、彼らが居住を許されたのは、人里離れた場所であり、なおかつキャラバン居住者の生活を向上させるような追加的な措置もほとんどとられなかったからである。かえてこの法律は、キャラバン居住者たちの社会的孤立を深める役割を果たすことになったとも言われている。

1920年代、1930年代にかけてキャラバン居住者たちの窮状を救ったのは宗教団体や慈善団体であった。この時期にキャラバン居住者の子女のための学校も造られた。

第2次世界大戦後、社会的に恵まれない者の処遇が問題となり、キャラバン居住者も検討の対象となった。キャラバン居住者の生活の改善を目指した特別委員会が発足し、この委員会は最終的に、キャラバン居住者を衛生的で水や電気も使える大きな施設で共同生活させることを政府に諮問した。換言すれば、この特別委員会は、全国隅々にキャラバン居住者が集まった共同体を造ることを提案したのである。

この諮問は、社会・保健・文化省に採用され、それ以来大きなキャラバン居住者が生活する大きなセンターの建設が政策目標となった。しかし、この政策がキャラバン居住者た

^{注40} Fact Sheet on the Netherlands Welfare work for Minorities(II):Ministry of Welfare,Health and Culture より。

ちの問題を効果的に解決していないことが明らかになるのにさして時間はかからなかった。

これにはいくつかの理由がある。まず第1に、多くの地方自治体は自分の管轄地域にキャラバン居住者たちの共同体が出現することに反対し、センターの建設それ自体が目標に及ばなかった。センターは地域社会から離れた場所に建設されることが多く、キャラバン居住者たちの孤立を解消するには至らなかった。施設やサービスの提供にも関わらず、彼らは相変わらず放浪者として扱われた。

第2に、彼らが伝統的に生計を立てていた職業は、産業の発展、社会の変化とともに需要が減少していき、政府が採った政策では、キャラバン居住者が貧困に向かうことに歯止めをかけられなかったという点が指摘されている。

第3に、彼らの生活習慣がセンターでの共同生活になじまなかったという点があげられる。つまり、これまで彼らは、移動生活をするにより、他の相性の悪い家族とは一緒に暮らさなくても済んでいた。ところが、センターが造られると、相性の悪い他の家族とも一緒に生活せざるを得ない状況が生じることとなった。

このようにして、キャラバン居住者たちの生活や社会的孤立の改善を目的として造られたセンターは、皮肉なことにかえて彼らの孤立を深める結果となった。キャラバン居住者たちは、警察などとも衝突するようになり、このことが「キャラバン居住者は非社会的である」という社会一般のイメージを一層強めることとなった。1975年には、小さなセンターに分散して居住することも考えられたが、問題の解決にはならなかった。このような状況は、キャラバン居住者たちが抱える問題に対する一般的な理解の欠如が原因と考えられている。

キャラバン居住者たちは、失業、貧弱な住宅、十分な教育を受けていないことなど生活上様々な問題に直面している。

現在のオランダ政府は、キャラバン居住者やジプシーたちが平等な権利と発展のための機会を持つよう、彼らとの対話を通じた効果的な政策の推進を目指している。

参考文献等一覧

このレポートを執筆するにあたり、主に参考とした文献、資料等をまとめて以下に示す。

第1章

下平好博他 著 「外国人労働者と社会保障」 1991年 社会保障研究会編 東京大学出版会

Aliens A statistical summary 1994:Ministry of Justice

第2章

オランダ内務省における収集資料

第3章

Fact Sheet on the Netherlands:Welfare work for Minorities (I):Ministry of Welfare,Health and Culture

Policy on the integration of ethnic minorities:Minister of Interior 1994

下平好博他 著 「外国人労働者と社会保障」 1991年 社会保障研究会編 東京大学出版会

TEMPORARY EMPLOYMENT OF MIGRANTS IN EUROPE :REEKS RECHT & SAMENLEVING

第4章

財団法人自治総合センター編「オランダの地方行政事情」1995年

在日オランダ大使館提供資料「オランダ」1991年

Municipalities In Dutch Public Administration

第5章

Aliens A statistical summary 1994:Ministry of Justice

オランダ内務省における収集資料

下平好博他 著 「外国人労働者と社会保障」 1991年 社会保障研究会編 東京大学出版会

Stable and on the move:by J.Kloprogge

Policy on the integration of ethnic minorities:Minister of Interior 1994

Fact Sheet on the Netherlands:Welfare work for Minorities (I):Ministry of Welfare,Health and Culture

Fact Sheet on the Netherlands Welfare work for Minorities(II):Ministry of Welfare,Health and Culture

More jobs,back to work:September 1993

オランダのVNG(Vereniging van Nederlandse Gemeenten)で収集した各種資料

財団法人自治総合センター編「オランダの地方行政事情」1995年

第6章

gemeente Amsterdam voorlichting en externe betrekkingen

Utrecht

Hague

その他の参考文献

財団法人入管協会「平成7年度版 在留外国人統計」1995年

東京市政調査会編「世界の大都市制度」1983年

オランダに関する収集文献・資料等一覧

No	文献名等	著者等	区分
1	Fact Sheet on the Netherlands, Welfare work for Minorities(1)	Ministry of Welfare,Health and Culture	福祉政策
2	Fact Sheet on the Netherlands, Welfare work for Minorities(2)	Ministry of Welfare,Health and Culture	福祉政策
3	ALIENS a statistical summary 1992	Ministry of Justice	移民統計
4	オランダ	在日オランダ大使館	国勢・行政一般
5	Minderheden in beeld	Ministry of Justice	移民統計
6	Policy on the integration of ethnic minorities	Ministry of Interior	移民政策全般
7	Cabinet	Ministry of Interior	社会政策
8	The Kingdom of the Netherlands	Ministry of Justice	行政一般
9	Aliens A statistical summary 1994	Ministry of Justice	移民統計
10	Reception of New immigrants	VNG	移民政策全般
11	GOING TO SCHOOL IN THE NETHERLANDS	LDC	教育一般
12	Municipalities In Dutch Public Administration	VNG	地方行政一般
13	The recognition of immigration, then integration	VNG	移民政策全般
14	gemeente Amsterdam Voorlichting en externe betrekkingen	City of Amsterdam	移民受入政策
15	Utrecht	City of Utrecht	移民受入政策
16	Hague	City of Hague	移民受入政策
17	Cultural minorities in 8 cities	VNG	移民統計
18	Agreements Relating to Participation in an Integration Programme	VNG	移民政策全般
19	Welcome to Rotterdam	Pin-Centrum	移民受入政策
20	OECD CATALOGUE 1995 PUBLICATION	OECD	書籍リスト
21	EUR-OP THE EUROPEAN COMMUNITY AS A PUBLISHER1995	The European Community	書籍リスト

オランダに関する収集文献・資料等一覧

No	文 献 名 等	著 者 等	区 分
22	Bevolking der gemeenten van Nederland op 1 januari 1995	Centraal Bureau voor de Statistiek	人口統計
23	WHAT IS PIN?	VNG	案内パンフレット
24	BASIC BUT HUMANE ASYLUM IN THE NETHERLANDS	Centraal Orgaan opvang asielzoekers	難民問題
26	FAKTEN UND ZAHLEN	Centraal Orgaan opvang asielzoekers	難民問題
27	Presentation folder 1996	Centraal Orgaan opvang asielzoekers	難民問題
28	General information	EDCOMER	移民政策
29	The Ercomer Lecture	EDCOMER	移民政策
30	merger ERCOMER NEWS	EDCOMER	移民政策
31	TEMPORARY EMPLOYMENT OF MIGRANTS IN EUROPE	REEKS RECHT & SAMENLEVING	移民政策
32	new community	EDCOMER	移民政策
33	EUROPEAN MIGRATION RESEARCH Review of the Field	EDCOMER	移民政策
34	Short overview of the Dutch social security system concerning aliens	Institute for Sociology of Law	不法移民問題
35	SOPEMI-NETHERLANDS-1995	SOPEMI	移民政策
36	SUMMARY	Institute for Sociology of Law	移民政策
37	THE ANNALS	The American Academy of Political	移民政策

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 - 運輸・通信行政を中心に -	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 - 構造と編成過程、1996年度予算案の概要 -	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 - 6州の企業誘致政策を中心に -	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 - その理念と実態 -	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 - グラウンドワークの理念と実践 -	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム - Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム - FEMA と US & R 隊 -	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12